

鹿 児 島 県 公 報

令和3年6月1日（火）第213号の4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○食品衛生法施行細則（※）

（生活衛生課取扱い） 1

規 則

食品衛生法施行細則をここに公布する。

令和3年6月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第41号

食品衛生法施行細則

食品衛生法施行細則（昭和33年鹿児島県規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し、法、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品衛生法施行条例（平成12年鹿児島県条例第45号。以下「条例」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（と畜検査員及び食鳥検査員）

第2条 法第10条第1項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項のと畜検査員及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）第49条の食鳥検査員とする。

（検査命令書）

第3条 政令第5条第1項の検査命令書は、検査命令書（別記第1号様式）によるものとする。

（検査命令に基づく検査の申請書）

第4条 省令第28条第1項の申請書は、検査命令に基づく検査申請書（別記第2号様式）によるものとし、所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

（収去）

第5条 法第28条第1項の規定により食品衛生監視員が食品、添加物、器具又は容器包装を収去する場合において、営業者の求めがあったときは、事情の許す限り、その一部を封印して交付しなければならない。

（食品衛生管理者の届出）

第6条 省令第49条第1項の届書は、食品衛生管理者選任（変更）届（別記第3号様式）によるものとし、所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

（許可の申請等）

第7条 省令第67条の申請書は、営業許可申請書・営業届（新規，継続）（別記第4号様式）によるものとし、飲食店営業等許可申請手数料を添えて、所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が、当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の許可を受けようとする場合は、当該許可の有効

期間満了の日の1月前までに、営業許可申請書・営業届（新規、継続）に飲食店営業等許可申請手数料を添えて、所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

3 許可営業者に対しては、営業許可証（別記第5号様式）を交付する。

（実施の検査）

第8条 所轄保健所長は、前条第1項又は第2項に規定する申請書を受理したときは、食品衛生監視員にその施設が条例第2条に規定する基準に適合するかどうかを実施に検査させなければならない。

（許可の有効期間）

第9条 法第55条第3項の規定による許可の有効期間は、別に定める基準に従い、5年、6年又は7年とする。

2 前項の許可の有効期間は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による有効期間の満了日後の満了日に最も近い1月、4月、7月又は10月のいずれかの月の末日までとする。

（許可条件の変更の申請）

第10条 許可営業者が、法第55条第3項の規定による許可の条件について変更を必要とするときは、営業許可条件変更申請書（別記第6号様式）に当該営業許可証を添えて所轄保健所長に提出しなければならない。

（地位の承継の届出）

第11条 省令第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項の届出書は、地位承継届（別記第7号様式）によるものとし、その事実を証する書面を添えて、所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

（営業の届出等）

第12条 省令第70条の2の届出書は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）によるものとし、所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

（給食の届出等）

第13条 営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合には、その設置者は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）を所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

（変更の届出）

第14条 省令第71条の規定による届出は、営業許可申請書・営業届（変更）（別記第8号様式）に変更事項を明らかにする関係書類を添えて、所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

（廃業の届出）

第15条 省令第71条の2の届出書は、営業許可申請書・営業届（廃業）（別記第9号様式）によるものとし、本人（法人の場合は、代表者又は清算人）又は戸籍法による届出義務者が、所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、許可営業者が廃業の届出を行うときは、営業許可証を添付しなければならない。

（営業許可証の再交付の申請）

第16条 許可営業者は、営業許可証を亡失し、又は破損したときは、直ちに営業許可証再交付申請書（別記第10号様式）により所轄保健所長に再交付の申請をしなければならない。この場合において、破損によるときは、当該申請に破損した営業許可証を添付しなければならない。

2 所轄保健所長は、前項の申請を適当と認めたときは、当該申請者に対して営業許可証を再交付するものとする。

（報告）

第17条 乳処理業の営業者は、乳処理量に関する報告書（月分）（別記第11号様式）により毎月5日までにそれぞれ前月中の製品の種別製造量を所轄保健所長に報告しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則に規定する様式により作成されてい

る用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式（第3条関係）

検査命令書

指令第 号

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

食品衛生法第26条第1項の規定により、下記のとおり検査を受けることを命じます。

年 月 日

鹿児島県知事 印

記

- 1 検査を受けるべき製品の名称
- 2 製造所又は加工所の名称及び所在地
- 3 検査の項目
- 4 試験品の採取方法
- 5 検査の方法
- 6 検査を受けるべき製品の製造又は加工の期間
- 7 検査を受けるべきことを命ずる具体的な理由

（教示）

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第2号様式（第4条関係）

検査命令に基づく検査申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者の住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)申請者の氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

次の製品について食品衛生法第26条第1項に規定する検査を命ぜられたので、食品衛生法施行規則第28条の規定により申請します。

製 品 の 名 称	
製 造 所 又 は 加 工 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
製 造 又 は 加 工 の 年 月 日	年 月 日
申 請 数 量	

添付書類 検査命令書の写し

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

整理番号：
※届出者による記載は不要です。

食品衛生管理者選任（変更）届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任（変更）したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。
（※営業許可申請書・営業届に添付する場合であって、内容が重複する項目（太枠内）は記載を省略することができます。）

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地 (ふりがな)		
施設情報	届出者氏名 ※法人にあつては、 その名称及び代表者の氏名 年 月 日生		
	施設の所在地 (ふりがな)		
令第13条に規定する食品 又は添加物の別		①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ②加糖粉乳 ⑤魚肉ハム ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ③調製粉乳 ⑥魚肉ソーセージ ⑨マーガリン ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ④食肉製品 ⑦放射線照射食品 ⑩ショートニング	
食品衛生管理者情報	氏名	(ふりがな) 年 月 日生	
	住所		
	職名		
	職種		
	職務内容		
	選任（変更）年月日	年 月 日	
備考	添付書類	<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面	
	(ふりがな)	電話番号	
	担当者 氏名		

第4号様式（第7条，第12条，第13条関係）

【表面：許可・届出共通】

年 月 日
 整理番号：
 ※申請者，届出者による記載は不要です。

収入証紙貼付欄

鹿児島県知事 殿

営業許可申請書・営業届（新規，継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って，原則オープンデータとして公開します。
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は，次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：	法人番号：		
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては，所在地			
	(ふりがな)		(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては，その名称及び代表者の氏名			年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：			
	施設の所在地			
	(ふりがな)			
	施設の名称，屋号又は商号			
	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 <small>※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。</small>	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日	
	主として取り扱う食品，添加物，器具又は容器包装		自由記載	
	自動販売機の型番	業態		
	HACCPの取組	<small>※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし，複合型そうざい製造業，複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。</small> <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>		
	輸出食品取扱施設 <small>※この申請等の情報は，国の事務に必要な限度において，輸出時の要件確認等のために使用します。</small>	<input type="checkbox"/>		
営業届出	営業の形態		備考	
	1			
	2			
	3			
担当者	(ふりがな)		電話番号	
	担当者氏名			

第5号様式（第7条関係）

営 業 許 可 証

指令第 号

住 所

氏 名

食品衛生法第55条第1項の規定により次の条件を付して許可します。

年 月 日

鹿児島県知事 印

- 1 営業の種類
- 2 営業施設の名称，屋号又は商号
- 3 営業施設の所在地
- 4 条件
有効期間
年 月 日から 年 月 日まで

(教示)

この処分について不服があるときは，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に知事に対して審査請求をし，又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第6号様式（第10条関係）

営業許可条件変更申請書

年 月 日

保健所長 殿

申請者の住所
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）申請者の氏名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
年 月 日生

営業許可条件を変更したいので、食品衛生法施行細則第10条の規定により次のとおり申請します。

営業施設の所在地		
営業施設の名称、屋号又は商号		
変更を必要とする理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
現 に 受 け て い る 営 業 許 可		
営業の種類	許可番号及び許可年月日	
	第 号 年 月 日	

添付書類 営業許可証

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

鹿児島県知事 殿

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	□戸籍謄本 又は □法定相続情報一覧図の写し □同意書（相続人が二人以上いる場合）	
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	□登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）		
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	□登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）		

営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
備 考			

第8号様式（第14条関係）

【表面：許可・届出共通】

※太枠内については変更がある項目のみ記載して下さい。
 ※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。
 鹿児島県知事 殿

年 月 日
 整理番号：
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		
			年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
業種に応じた情報	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
自動販売機の型番		業態	
HACCPの取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
指定成分等含有食品を取り扱う施設			<input type="checkbox"/>
輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。			<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

【裏面：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であって、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に取られたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑭ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>	
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>	
	(ふりがな)			
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等			
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

第9号様式（第15条関係）

【表面：許可・届出共通】

※太枠内は、必ず記載して下さい。

鹿児島県知事 殿

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑭ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>	
ふぐの処理を行う施設				
(ふりがな)				
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等			
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

第10号様式（第16条関係）

営業許可証再交付申請書

年 月 日

保健所長 殿

申請者の住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)申請者の氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
年 月 日生

営業許可証を亡失（破損）したので、食品衛生法施行細則第16条の規定により次のとおり申請します。

営業施設の所在地	
営業施設の名称、屋号又は商号	
亡失又は破損の理由	
現 に 受 け て い る 営 業 許 可	
営業の種類	許可番号及び許可年月日
	第 号 年 月 日
	第 号 年 月 日
	第 号 年 月 日
	第 号 年 月 日
	第 号 年 月 日

添付書類 破損の場合は破損した営業許可証

第11号様式（第17条関係）

年 月 日

保健所長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

乳処理量に関する報告書（ 月分）

次のとおり、食品衛生法施行細則第17条の規定により報告します。

区 分	無殺菌乳	殺 菌 乳			計
		62℃～ 65℃	75℃以上	瞬 間	
特 別 牛 乳					
牛 乳					
部 分 脱 脂 乳					
加 工 乳	乳脂肪分3%以上				
	乳脂肪分3%未満				
そ の 他					

注 単位は「キロリットル」とし、小数点第2位以下の端数は四捨五入して記入すること。